

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成27年7月23日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500002号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500017号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成2年4月6日、喪失年月日を同年4月27日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成2年4月6日から同年4月27日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社E事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のF社G事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年4月6日から同年4月27日まで  
② 平成4年11月6日から平成5年1月1日まで  
③ 平成5年1月18日から同年7月1日まで  
④ 平成12年1月26日から同年6月29日まで

私は、請求期間①について、A社B工場に勤務し、H業務をしていた。

請求期間②について、C社に勤務し、I業務をしていた。

請求期間③について、D社に勤務し、J業務をしていた。

請求期間④について、派遣元のF社G事業所に勤務し、派遣先の名称は覚えていないが、2社に派遣され、K業務をしていた。

各請求期間について、厚生年金保険の加入記録が無いが、出稼労働者手帳を持っているので、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほ

しい。

### 第3 判断の理由

請求期間①について、A社B工場は、請求者は、当該期間において同社に勤務していたと回答している。

また、A社B工場から提出された社会保険の「被保険者取得台帳」及び「被保険者資格喪失台帳」によれば、請求者の氏名及び被保険者資格取得日が確認できることから、請求者は、請求期間①において、厚生年金保険の被保険者資格を取得する要件を満たしていたものと認められるところ、同社B工場では、「請求者は、平成2年4月6日に入社し、同年4月26日に退職したことにより、同月内に厚生年金保険の被保険者資格を取得及び喪失したことから、社会保険事務所（当時）に対して請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届は提出していないと思われる。」旨回答している。

さらに、前述の被保険者取得台帳によれば、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は、24万円であることが確認できる。

一方、A社B工場から提出された給与台帳によれば、請求者は、請求期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成2年4月6日、喪失年月日は同年4月27日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、平成2年4月6日から同年4月27日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間②について、雇用保険の加入記録から、請求者は、当該期間においてC社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、商業登記簿によれば、C社は平成25年7月31日に解散しており、請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、C社の社会保険業務を受託していた社会保険労務士は、同社の請求期間②に係る資料は保管していないが、当時は、短期の出稼ぎ者は厚生年金保険には加入させていなかったと記憶している旨回答している。

さらに、請求期間②当時、C社において総務経理担当であったとする者は、「季節労働者等の短期の出稼ぎ者について、雇用保険には入社日から加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間②において、L町の国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、オンライン記録により、請求期間②にC社に係る厚生年金保険の被保険者

資格を取得している者を確認したが、請求者の氏名は無い上、整理番号に欠番も無い。

請求期間③について、雇用保険の加入記録から、請求者は、当該期間においてD社E事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D社から提出された労働契約書によれば、請求者は、請求期間③について季節工として労働契約を締結していることが確認できるところ、当該契約書には、社会保険への加入は、6か月継続勤務後に加入できるようになる旨記載されている上、同社から提出された「社会保険の取得記録台帳」によれば、平成5年1月に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は無い。

また、請求者は、請求期間③において、L町の国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、請求期間③にD社E事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、請求者の氏名は無い上、整理番号に欠番も無い。

加えて、請求者は、D社E事業所の同僚を1人覚えていたことから、オンライン記録を確認したが、同社E事業所において当該同僚の厚生年金保険の加入記録は確認できず、所在が不明であることから、照会を行うことはできなかった。また、請求者は、ほかの同僚や上司の氏名を覚えていないことから、オンライン記録により、請求期間③において同社E事業所に係る厚生年金保険記録がある者のうち5人を抽出して照会を行ったところ、1人から回答があったが、請求者の厚生年金保険の加入について具体的な証言を得ることはできなかった。

また、M健康保険組合及びN企業年金基金は、請求者の加入記録は無いと回答している。

請求期間④について、雇用保険の加入記録から、請求者は、当該期間においてF社G事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F社は、請求期間④に係る資料は法定保存期間を経過しているため無いと回答しており、請求者の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、請求者は、請求期間④において、L町の国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、請求期間④にF社G事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得している者を確認したが、請求者の氏名は無い上、整理番号に欠番も無い。

加えて、請求者は同僚や上司の氏名を覚えていないことから、オンライン記録により、請求期間④においてF社G事業所に係る厚生年金保険加入記録がある者のう

ち 17 人を抽出して照会を行ったところ、6 人から回答があったが、請求者の厚生年金保険の加入について具体的な証言を得ることはできなかった。

また、F 社が加入している〇厚生年金基金は、請求者の加入記録は無いと回答している。

このほか、請求者の請求期間②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

(別添)

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500040号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500009号

## 第1 結論

昭和45年4月から昭和46年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年4月から昭和46年3月まで

私は、昭和46年10月頃、自宅に来たA市役所の集金人に、請求期間を含む前後の期間の国民年金保険料を一括で納付したにもかかわらず、請求期間の保険料が未納となっているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が所持する国民年金手帳(記号番号は、\*)によると、同手帳は昭和45年3月31日に発行され、請求者は同年1月31日に国民年金被保険者資格を取得したことが確認できることから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと主張する昭和46年10月時点では、請求期間の保険料は過年度納付することが可能である。

しかしながら、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)及び同市が保管する国民年金被保険者名簿(電子データ)によると、いずれも請求期間の国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料は自宅に来たA市の集金人に納付したと主張しているところ、制度上、過年度分の保険料は市町村で取り扱えない上、当時の取り扱いについて、同市に照会したが、資料が無く不明としており、詳細が確認できない。

加えて、請求者に対して、昭和45年3月頃及び昭和49年5月16日に払い出された国民年金手帳記号番号(\*及び\*)以外に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険

料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500015号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500010号

## 第1 結論

昭和59年8月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年8月から昭和61年3月まで

私は、昭和59年8月に勤務していた会社を退職した際に、A市役所B支所(当時)において国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料の納付書がA市役所から毎年郵送され、2か月に一度、金融機関の窓口で2万円ぐらいの保険料を納付した。保険料は、主に当時の妻が納付していたが、妻が忙しいときは、自分で、又は取引先の金融機関の担当者をお願いして納付していた。

請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す書類として、当時の妻のメモを提出するので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、元妻が記載したとするメモを提出しているところ、当該メモには、「国民年金、国民健康保険税、市県民税等支払い」と記載されていることが確認できるものの、保険料の納付時期及び納付金額についての具体的な記載は無く、詳細が不明である。

また、請求者が当時の事情を知る者として名前を挙げた取引先の金融機関の担当者は、「確かに請求者から預かった2万円ぐらいの保険料を金融機関から納付したことがあるが、納付した保険料が国民年金保険料であったか、ほかの保険料だったかは覚えていない。」旨回答している。

さらに、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)によれば、請求者は、昭和59年8月23日に国民年金の任意加入被保険者資格を取得し、その後、当該資格取

得の記録が取り消されていることが確認できるものの、請求期間に係る国民年金保険料を納付した記録は確認できない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及びCSVデータ）においても、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す記録は確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間について請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500062号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500011号

## 第1 結論

平成3年2月から平成4年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年2月から平成4年7月まで

私は、大学卒業後に正社員として勤務していた会社を平成2年3月に退職し、人材派遣会社に勤務した。国民年金に加入した平成2年3月から平成3年1月までの期間の国民年金保険料は納付済みであり、請求期間の保険料も納付していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によれば、請求者は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民年金の被保険者資格を取得した平成2年3月から請求期間直前の平成3年1月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、請求期間の国民年金保険料は未納とされている上、請求期間のほかにも未納や国民年金に未加入の期間が確認できる。

また、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できない。

さらに、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500063号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1500012号

## 第1 結論

昭和50年5月から平成6年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年5月から平成6年2月まで

私は、昭和50年3月頃、A市役所において国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料は、自宅又は当時経営していた店に集金に来た市役所職員に、1年分ごとにまとめ、国民健康保険料及びその他市税と併せて納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、A市によると、請求者は、昭和50年3月23日に国民健康保険被保険者資格を取得したことは確認できるものの、請求者に係る国民年金被保険者名簿は無く、請求期間の国民年金保険料の納付状況を確認できない。

また、請求者は、自宅又は店舗に来たA市役所の職員に、請求期間の国民年金保険料を納付したと陳述しているところ、同市は、昭和61年度から戸別訪問による保険料の徴収を開始したが、その前は、市役所職員が戸別訪問して保険料を徴収することはなかったと回答していることから、請求期間の大半の期間について、請求者が主張する納付方法と相違している。

さらに、請求期間は226か月と長期間であり、これだけの期間にわたって行政機関が事務処理を続けて誤るとは考えにくい。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納

付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500045号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500018号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年3月12日から昭和58年4月26日まで

私は、A社にB職として勤務していたが、厚生年金保険の記録における標準報酬月額が実際に支給されていた給与に比べて低額になっている。

請求期間当時の給与月額は約23万円と記憶しており、雇用保険受給資格者証における離職時賃金日額は7,030円となっているので、請求期間について標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された雇用保険受給資格者証に記載された離職時賃金日額から、請求者のA社における離職前6か月の報酬は、その主張する給与月額におおむね合致していることが推認できる。

しかしながら、A社は、平成19年に法人閉鎖し、請求期間当時の事業主も既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る給与月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、A社において、請求期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のオンライン記録を調査したところ、請求期間における標準報酬月額が請求者とほぼ同額で記録されている者が複数確認でき、請求者の標準報酬月額のみが低額であった事情はうかがえない。

さらに、請求期間当時の同僚に対して照会を行ったところ、請求期間当時、請求者と同じB職であった同僚のうちの一人は、「給与には、諸手当と基本給等があっ

たが、基本給は給与の総支給額に比べて低額であり、標準報酬月額の基本給を基にして決定し、厚生年金保険料も基本給から決定された標準報酬月額に見合う分しか控除されていなかった。」旨回答している。

加えて、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、遡及して標準報酬月額の訂正等が行われたなどの不自然な処理は見当たらず、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

また、請求者が加入していたC厚生年金基金（D厚生年金基金に名称変更後、解散）の代表清算人から提出された加入員台帳によれば、請求者に係る標準給与の記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500065号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1500019号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和54年3月31日までA社B事業所に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年3月31日となっているため、請求期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、昭和54年4月1日を被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社が提出した請求者に係る在職証明書及び雇用保険の被保険者記録から、請求者は、請求期間において同社B事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社が提出した請求者に係る昭和50年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿において、厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であることが確認できるところ、同社が提出した請求者に係る昭和54年4月分給料台帳（請求者に対して退職後に支払われた昭和54年3月分の時間外手当等に係る台帳）に記載されている同年1月から同年4月までの期間に控除された厚生年金保険料の合計額は、請求者の標準報酬月額に基づく3か月分の保険料の被保険者負担分の合計とほぼ一致することから、請求期間に係る保険料は控除されていなかったと考えられる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。